

第5章 計画の進行管理と評価

1 計画の進行管理

(1) 神奈川県医療費検討委員会

- 学識経験者や医療関係者等からなる本会議において、医療費を巡る状況や医療費の伸びの適正化のための目標や取組みについて検討します。
- 神奈川県医療費適正化計画の策定や策定した計画の評価について専門的な意見をいただき、次期計画の改定に反映していきます。

(2) 医療費適正化計画調整会議

- 神奈川県医療費適正化計画の策定、療養病床の転換の推進及び保険者による特定健康診査等の実施に関して、本会議において庁内関係各課の連携を密にし、医療費適正化に関する業務の円滑な推進を図ります。

(3) 医療費適正化計画策定に係る市町村担当者会議

- 神奈川県医療費適正化計画の施策に関して、本会議において市町村との調整を図り、市町村の施策を反映していきます。

2 計画の評価

(1) 評価

ア 進捗状況の評価

- 計画期間の中間年度の平成22年度に進捗状況の評価を行い、その結果を公表します。
- 評価の結果、計画の見直しが必要な場合は、計画の見直しを行います。
- また、評価の結果、医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成のために診療報酬の見直しが必要と判断した場合は、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出します。
- 計画の評価は、次期計画の改定に活用します。

イ 実績評価

- 計画期間の最終年度の翌年度の平成25年度に実績の評価を行い、その結果を公表します。
- また、評価の結果、医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成のために診療報酬の見直しが必要と判断した場合は、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出します。
- 医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成や医療費適正化を推進するために、神奈川県内における診療報酬の特例を定めるに当たっての厚生労働大臣からの協議があった場合は、実績の評価の結果を活用して対応します。
- 計画の実績の評価は、計画の改定に活用します。

(2) 評価方法

- 県民の健康の保持の推進の施策・目標に関しては、保険者から厚生労働大臣に対して提供される特定健康診査実施率等の情報に基づき厚生労働大臣が行う医療費等に関する調査・分析の結果や、厚生労働省の患者調査、人口動態統計等の統計資料を活用して評価します。
- 医療の効率的な提供の推進の施策・目標に関しては、厚生労働大臣が行う医療費や医療の提供に関する地域別の病床数等に関する調査・分析の結果や、厚生労働省の病院報告、医療施設調査等の統計資料を活用して評価します。
- 医療費の見通しに関しては、厚生労働大臣が行う医療費に関する地域別、年齢別、疾病別の状況等に関する調査・分析の結果や厚生労働省の国民医療費、老人医療事業年報等の統計資料を活用して評価します。

